

# 平成29年第2回東大和市議会定例会会議録第16号

平成29年6月14日（水曜日）

## 出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関野杜成君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

## 欠席議員（なし）

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

## 出席説明員（12名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君

## 議事日程

第1 第19号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

〔総務委員会審査報告 日程第2〕

- 第 2 29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情
- 第 3 議第3号議案 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議
- 第 4 閉会中の特定事件調査について
- 第 5 議員派遣について

**本日の会議に付した事件**

議事日程第1から第5まで

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（押本 修君） 6月9日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

去る6月9日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

今定例会におきましては、本日机前にお配りしておりますとおり、議員提出議案1件が提出されたことを確認いたしました。この議第3号議案は、全議員による提出となっております。

また、6月9日正午までに提出された請願、陳情はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

日程第1 第19号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（押本 修君） 日程第1 第19号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました第19号同意 東大和市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会委員のうち、武石修一郎委員が平成29年6月30日付をもちまして委員を辞任されることに伴い、後任の委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意をを求めるものであります。

御提案申し上げました内野裕子氏は、短期大学卒業により保育士資格を取得され、専門学校において発達障害について学ばれた後、保育士として松戸市役所で勤務されております。また、平成27年4月から1年間、東大和市立第九小学校保護者連絡会会長を務められました。

このことから、行政や保育に関する見識を有し、かつ小中学生のお子さんの保護者であり、教育事情にも明るい内野裕子氏が適任と考え、東大和市教育委員会委員として任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（佐竹康彦君） それでは、2点ほど確認をさせていただきます。

まず1点目が、今回の任命に際しまして、当市の教育課題をどのように捉え、認識をされた上で今回の人選に当たられておられるのか、この点を詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

2点目が、今回の任命を予定されている教育委員さんに対しましては、教育委員として、また東大和市の教育をどのように推進するかということについて、どのようなことを市として期待をされているのか、この2点についてお伺いをいたします。

○市長（尾崎保夫君） まず、私どものほうの教育委員会、教育委員ということでございますけど、これは教育の大綱ということで東大和市の教育の基本方針を定めているわけでございますけど、その中で特に私はその大綱をそのまま、従来から教育委員会が持ってた大綱、教育目標なんですけども、その中で特に一番最後の項目の中には、地域の皆様方としっかりと学校、要するに教育委員会が今言ってるのは地域に開かれた学校とか、地域とともに、そういう形の学校ということで、やはりそういった意味では今回の人選についてはびったりではないかなというふうに思っているわけでございます。

それともう一つは、やはり今回の人選につきましては、やはり学校、お子様がおいでになるという形の方でなければということでありまして、そういうようなものを総合的に判断しますと、今回お願いした内野裕子さん、一番適任ではないかなということでお願いをしたわけでございます。その経歴等も含めて、やっぱり学校の関係、そしてあと行政、そして保育士ということで、子供さんの関係も含めて非常に幅広い知識やノウハウを持ってらっしゃるかな、それを東大和の教育行政の中で生かしていただければよろしいのではないかな、そんなふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第19号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第2 29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情

○議長（押本 修君） 日程第2 29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情、以上陳情1件を議題に供します。

以上1件につきましては、総務委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） ただいま議題に供されました29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情、以上の陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

平成29年6月8日に本委員会を開催し、本件の審査を行いました。

本件につきましては、質疑等に関して市長部局からの説明員を求めず、直ちに自由討議に入りました。

自由討議の意見は、概要次のとおりであります。

まず、当該陳情に対し賛成の立場からの意見ですが、国会における議論を見ると、今回の組織的犯罪処罰法の改正に際して、憲法31条に規定されている罪刑法定主義に関してかなりの疑義があると思う。罪の構成要件や行政執行に関する適正な手続について厳密に定めることなく、執行する側の恣意的な運用を抑制することは難しい。その点から、今回の法改正については十分な議論が尽くされておらず、憲法に抵触するおそれがある。対象者の監視についても不安が残る。2020年のオリンピックに向けてテロ対策として必要だとの話だが、本当にこの法改正でテロが防げるのか疑義がある。また、経済活動に対しても、新しいビジネスを考案しても脱税との嫌疑で捜査されかねない危惧がある等の内容でした。

次に、当該陳情に対し反対の立場からの意見ですが、テロの未然防止のためには国際的な情報交換や捜査協力などの国際連携が必要であり、そのためには国際組織犯罪防止条約の早期締結が欠かせない。今回の法改正は締結には必要不可欠である。また、過去の共謀罪とは違い、対象となる犯罪者を明確にしており、一般市民の内心を不断に監視することなどない。国際的に合意された条約が未締結のまま、実際にテロが日本において起きてしまったなら、日本の国際的な立場がどうになってしまうのか、大変な懸念がある。テロ対策が十分にできていない国と思われることは日本にとってマイナスだ等の内容でした。

以上で自由討議を終了し、討論を行いました。

討論は1件で、陳情趣旨に照らし、今陳情には賛成するというものでした。

以上で討論を終了し、採決に入りました。

採決は起立により行いました。

可否同数となったため、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において可否を裁決し、29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情は不採択と決しました。

以上で、総務委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 日本共産党を代表して、29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。

本陳情は、現在国会で審議中の組織的犯罪処罰法改正案、いわゆる共謀罪法案の創設について市議会より反対の立場からの意見書の提出を求めるものです。

同法案は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを前にテロ対策として国際犯罪防止条約を批准する必要があることから、国内法整備を行うものとして提案されています。しかし、今国会の審議では、これらの説明が全く成り立たないものであること、また国民のプライバシー権、表現の自由の著しく侵害するおそれがあることが解明されました。

以下、7点について述べます。

第1に、同法案とオリンピック・パラリンピック開催とは無関係であるということです。

オリンピック招致の際に文科省のワーキンググループの座長を務めた参考人も、当時そのような議論はなかったと言っています。本当に同法案の成立がなければオリンピックが開けないならば、そもそも招致が実現するはずがないことは自明で、オリンピック憲章を否定する最悪の政治利用であり、国民を欺くものです。

第2に、もともと国際犯罪防止条約は、テロ対策とは全く関係がないということです。

同条約は、国をまたいで活動するマフィアや暴力団などを対象にしたものです。締結自体は日本の現行法で直ちに可能であり、もし法整備に不足があれば、批准後に幾らでも修正ができるたてつけになっています。共謀罪や参加罪を持たない国がそれらを導入せず組織犯罪集団に対して有効な措置を講ずることも認められています。同法案が成立しなければ条約を批准できないなどというのは批准に背を向けたサボタージュであり、このような立法は条約批准にとって不要であるばかりか、有害と言わざるを得ません。

第3に、日本のテロ対策立法は、現行法の体系でも必要な法整備は実現できているという点です。

9・11同時多発テロ後に採択された条約への対応も含め、早期に国内立法を行って、これらの全てを締結しています。テロ対策の国際的枠組みとして、爆弾テロ防止条約やテロ資金供与防止条約を初めとする5つの国連条約及びその他8つの国際条約が採択されています。

日本の法制度は他国と異なり、もともと予備罪や準備罪を極めて広く処罰しています。殺人予備罪、放火予備罪、内乱予備陰謀罪、凶器準備集合罪、爆発物取締罰則や破壊活動防止法など、予備罪、陰謀罪、教唆罪、扇動罪など70以上にも及び、未遂以上の予備段階で処罰可能である法整備が既にできています。

審議の中で政府は、内心そのものを取り締まるものであることを認めたくないため、内心である共謀・計画の後に続く予備行為をもって犯罪事実を認めることができると説明しています。

我が党の山添拓参議院議員が審議の中で、水道に致死性の毒物を混入させるという例の想定で、客観的に危険な状況があれば実行前に殺人予備罪で取り締まることは可能であること、それができない状況は客観的に危険が生じていないためであり、同法案がこれを取り締まるということは、起こった被害やその危険をもとに処罰するのではなく、とりもなおさず内心そのものを処罰するものであり、警察のさじかげん一つで捜査対象にされるという点を指摘しています。目的とされる日本のテロ対策立法は既に完結しており、新たな法律の制定

は全く必要ありません。

第4に、同法案は、何が取り締まりの対象となり、誰が取り締まりの対象となるのが条文上極めて曖昧で、専ら捜査機関の恣意的な判断によらざるを得ないものであることです。

まず、何が取り締まりの対象となるのかという問題では、277にわたる罪名を挙げて、共謀・計画を罪に問うものとなっています。277に絞ったと言いながら、その根拠は曖昧です。その中には、およそテロとは無関係な国民の日常生活に関するものが多数あります。日本の刑事司法と刑法理論の原則は、実際に行われた罪の処罰を原則とし、未遂・予備の処罰は真に必要な場合に市民の自由を過度に脅かさない範囲でのみ処罰を例外的に許すものです。広範囲にわたる共謀罪の新設は、それを破壊し国民の内心や思想を取り締まることにほかなりません。

そして、誰が取り締まりの対象となるのかという問題では、犯罪を目的とする組織の構成員だけでなく一般の個人も対象となり、捜査当局の判断で無限定に広げられる危険があるということです。金田法務大臣は、環境保護団体や人権団体を隠れみのにして組織犯罪を企てた場合は、同法案で処罰されると言い出しています。同法案が組織犯罪を取り締まるもので、一般人には関係ないなどということは全く根拠がありません。

同法案は、しばしば戦前の治安維持法と比較、対比され、その相似性、違憲性が指摘をされています。当時から初めは国体の変革を企てる社会主義の取り締まりが目的で、一般の団体や人は関係ないと言いながら、やがて全国民を監視と支配のもとに置いたことを想起するという指摘は、まさに正鵠を射るものです。

かつて、絶対的天皇制のもとで戦争反対と民主主義を主張した日本共産党員を初め、労働運動、農業協同組合運動、災害救助活動に身を挺した多くの人々や宗教指導者などがことごとく弾圧をされ、投獄、さらには生命まで奪われました。この苦痛の歴史の教訓に盲目であることは許されません。

第5に、同法案の共謀・計画は、審議でも例示されたように、花見なのか下見なのかを外形的に判断することは不可能であり、内心を推しはかるためには、当該犯罪が実行されるより前から日常的に捜査・監視をするしかなくなります。現状でも横行している捜査当局による令状なしの無制限な捜査にお墨つきを与えることになり、政府による国民のプライバシーへの侵害につながります。また、密告の奨励につながる免責条項は密告社会を生み出すことへとつながります。

第6に、何を対象とするか、誰を対象とするのかは、結局判断は実際に取り締まる警察、検察が決めることになります。捜査権の濫用のおそれがあるということです。

国会の審議の中では多くの実例が示されました。風力発電所建設計画に不安を感じた住民の勉強会を監視し、関係企業への情報提供をし、運動を潰す片棒を担いでいたことが発覚した大垣警察の事件、昨年の参議院選の際に労働組合の事務所前に監視カメラで盗撮していた大分警察署の事件、令状なしに容疑者の車にGPSを設置して捜査していたことを隠し、後に違法と最高裁に判断された大阪府警、国際テロ組織の捜査として国内に在住するイスラム教徒の89%、1万4,000人余りを監視していた記録が流出した警視庁の事件では、大学やレンタカー会社の名簿を令状なく任意で提出させて情報収集していたことがわかっています。一般人も監視対象となっていたこと、人種的偏見に基づき捜査対象としていたことは明らかです。

いずれも重大な人権侵害であり、現状でもこのような捜査が常態化しているにもかかわらず、同法案はこれを追認し、憲法で保障されている基本的人権を踏みにじる捜査権の濫用を助長するものにほかなりません。

国連人権理事会が任命したプライバシー権に関する特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏が同法案によりプライバシー権侵害や表現の自由の制約のおそれがあるとして懸念を表明する書簡を日本政府に送ったことに対

し、政府は指摘には反論せず、個人の資格で言っているなどの外的外れで感情的な抗議しかなかったことが世界的にも驚きを与えています。

第7に、法案が審議不足であるために沸き起こっている反対、疑念の声は、これまでになく広範な人々に共有されているということです。

ビジネスの世界で活動する弁護士や税理士からも声が上げられています。法律や税の世界では、専門家でも見解が分かれることは日常茶飯事であるのに、例えば第3のビールなどのように現行法の枠組みの中で新しいスキームや商品を考えついたことが、たとえ現実の商品・サービスにならなくても、当局から脱法行為を疑われれば共謀の嫌疑をかけられるおそれがある、節税を提案する税理士は脱税の共謀の嫌疑をかけられるおそれがある、結果としてビジネスへの萎縮効果が非常に大きいと懸念を示しています。

以上の点から、同法案は、憲法で保障されている基本的人権を踏みにじるような捜査権の濫用を助長し、監視・密告社会をつくることになるものであり、違憲立法であることは明白です。

米国に一層従属的に強化・深化される安保体制は、戦争する国づくりの一環として、盗聴法、特定秘密保護法、共謀罪とフル装備で体制づくりが進められてきました。さらに首相は、今国会で2020年オリンピックまでに憲法9条の明文改憲を行うことまで立法院に求めました。一方で、森友学園、加計学園などのみずからの疑惑解明からは逃げ回る。安倍政権の暴走とおごりは、これが首相の言う美しい国なのかという国民の落胆と怒りを生んでいます。

我が党は、組織的犯罪処罰法改正案、共謀罪法案に反対をし、同陳情に賛成をするものです。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔19番 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） 私は、公明党を代表して、29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情に対して、反対の立場で討論いたします。

世界中で悲しいテロ事件が続き、多くのとうとい命が失われております。お亡くなりになられた方々、また被害に遭われた方々に心からの哀悼の意を表します。

そして、多くの市民の皆様も少なからずテロに対して不安を抱いていることを思えば、組織的犯罪処罰法改正案は必要であり、早期に成立すべきと考えます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックを安全で安心な万全の体制で開催するためにも、テロ防止に対する国際的な協力体制の構築は不可欠だと考えます。テロ対策を講じることは、テロが起これば、犠牲者が出てからでは遅いのです。この法案の目的は、国際組織犯罪防止条約の加盟のために不可欠な法案整備であります。

テロの未然防止のためには、情報交換や捜査協力など国際的な連携が必要であり、国際標準として187カ国が加盟している国際組織犯罪防止条約を日本も早期に締結する必要があります。この条約の加盟条件には、犯罪を合意段階で処罰する国内法の整備が求められています。加盟を目指す政府は、一般市民を処罰の対象にしないために、犯罪主体を組織的犯罪集団に限定しています。その上で、犯罪計画の合意と準備行為を行った段階で処罰する法案をまとめました。

かつて、新たな国内法の整備なしに国際組織犯罪防止条約の締結を行うとの公約を掲げ政権につかれた方々も、この条約の必要性は理解されているはずですが。しかしながら、なぜそのときに条約の締結に至らなかった

のか、何の説明もないまま本法案に反対されていることは理解に苦しむところであります。

陳情理由に述べられているような、かつての共謀罪と今回の法案との違いは、まず対象となる犯罪者を組織的犯罪集団に法文で明確に限定しているところであります。そして、その行為は、具体的・現実的な計画と、それに基づく準備行為を必要とするようになっており、組織的犯罪集団とかかわりのない一般の方々が処罰されることはありません。陳情理由には、「捜査当局の判断で、市民の内心を、日常不断に監視する社会を招来する」とありますが、捜査機関が全ての人を常時監視するにはどれだけのコストとマンパワーが必要なのか、余りにも非現実的な主張であり、今陳情で心配されているようなことはないと考えます。

また、平成の治安維持法などと荒唐無稽なことまで陳情理由の中には書かれておりますが、治安維持法とは、旧憲法のもと国体の変革を目的とした結社を処罰し、司法手続のないまま拷問や拘束が行われた悪法であります。現憲法の成熟した民主主義のもと、司法手続やマスコミ等による監視が行き届いている現代において、治安維持法と同様の問題が起きる可能性は皆無であります。

しかしながら、私ども公明党の淵源をたどれば、戦時中の治安維持法のもと、命を賭して、正は正、邪は邪と言い切り、軍部政府と真っ向から戦われた先師がおります。そして、その精神は今も私どもの中に脈打っています。もし、この法案が治安維持法と同様の法律であれば、私ども公明党が断固として阻止いたしますが、全くそうではないことは明らかです。

よって、今陳情のように、法案趣旨を理解しようとせず不安ばかりをあおり立て、国民の正しい判断をゆがめるようなやり方を断じて認めることはできません。

以上の理由により、29第3号陳情「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情に反対し、公明党の討論といたします。

〔19番 東口正美君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 4番、実川圭子です。29第3号陳情「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情に賛成の立場で討論します。

テロ対策として、国際犯罪防止条約のための国内法整備を進めなければ東京オリンピック・パラリンピックが開催できないという説明は納得できるものではありません。

一つの理由は、国際犯罪防止条約がテロ対策のためとしてつくられたものではないことは条約の内容からも明らかです。不十分な点があれば、その部分をしっかりと議論すべきであると考えます。

もう一つの理由は、テロ対策についてです。世界の情勢からもテロに対し不安の声は多くあります。対策は必要であると考えますが、既に日本ではテロ防止関連諸条約を13本締結済みで、外務省のホームページにも日本の国際テロ対策協力として記載があります。

テロ対策のためとして、国際犯罪防止条約の必要性の名のもとに、組織的犯罪処罰法改正を急ぐことには反対です。

過去には、共謀罪法案の対象となる犯罪は128まで限定した経緯もありながら、新たに600を超える対象から277に減らしたということでは、本当に厳密にしたと言えるのでしょうか。全く説得力がありません。政府や法務大臣の答弁に対し、心ある市民は不安を増しています。

当市議会総務委員会においても委員の立場は2つに分かれました。法律の体系を変えてしまうほどの影響を及ぼす改正を意見の対立をしたまま成立させることが本当に国民の利益になることでしょうか。国連の特別報

告者からも、法律の広範な適用範囲によってプライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性を指摘されながら、聞く耳を持たずに進めようとする国のやり方は、とても納得できるものではありません。

また、共謀罪は、密告や盗聴などを進め、人々は疑心暗鬼になり、人々がお互いに干渉し合い、自由に物を言ったり行動ができなくなる萎縮した社会になることを市民は恐れています。万が一にもそういった人権侵害が起こらないよう丁寧な議論を国はすべきです。

以上のような理由から、私は今国会で審議中の組織的犯罪処罰法改正案の創設に反対する意見書を提出することに賛成いたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 可否同数。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、議長は不採択と裁決いたします。

---

### 日程第3 議第3号議案 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

○議長（押本 修君） 日程第3 議第3号議案 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第3号議案 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第4 閉会中の特定事件調査について

○議長（押本 修君） 日程第4 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会からお手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事

項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第5 議員派遣について

○議長（押本 修君） 日程第5 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時 2分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 押 本 修

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 尾 崎 利 一

署 名 議 員 関 田 正 民